

見守り 新鮮情報

第193号

新聞広告を見て健康食品を**電話で注文**した。数日後代引きで届き、代金を支払い受け取った。1カ月後に**同じ商品**が届いたが、請求書もなかったので**無料だと思い**、飲んでしまった。さらに1カ月後、6千円の

振込用紙とともにまた健康食品が送られてきたため、**驚いて**業者に連絡をしたところ「期日までに**断りの電話がなかった**ので、**定期購入**になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。（60歳代 男性）



通信販売…いつの間にか 定期購入になっていた

ひとこと助言



見守るくん

注意してね

- 通信販売で、広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。
- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

見守り
新鮮情報

第211号

スマートフォンで、無料だと思ったアダルトサイトに入り「18歳以上」をタップしたところ、**入会金**として約10万円の**請求画面**が出た。慌てて「退会はこちら」をタップすると業者に電話がつながり、「退会には**20万円**

が必要。コンビニで**プリペイド型電子マネー**を購入し、その**番号を教えるように**と言われた。コンビニの店員に「**詐欺では？**」と制止されたが振り切って購入し、業者に番号を教えた。しかし、その後も「データを消すために20万円払え」などと**しつこく**電話で**請求**がある。（60歳代 男性）



電子マネーで支払わせる アダルトサイトの請求

ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 最近、匿名性の高さから、コンビニ等で電子マネー（プリペイドカード等）を購入してそのカード番号を伝えるよう要求されるなど、電子マネーを不正に取得しようとする業者とのトラブルが見られます。
- カード番号のみでやり取りができるタイプの電子マネーでは、一度相手にカード番号を伝えたり、指示された番号にチャージしたりすると、取り戻すのは困難になります。業者に指示されても従わないようにしましょう。
- 業者に連絡することで個人情報を知られ、さらに請求を受ける可能性があります。安易に連絡しないようにしましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

前橋市消費生活センター 電話027(230)1755